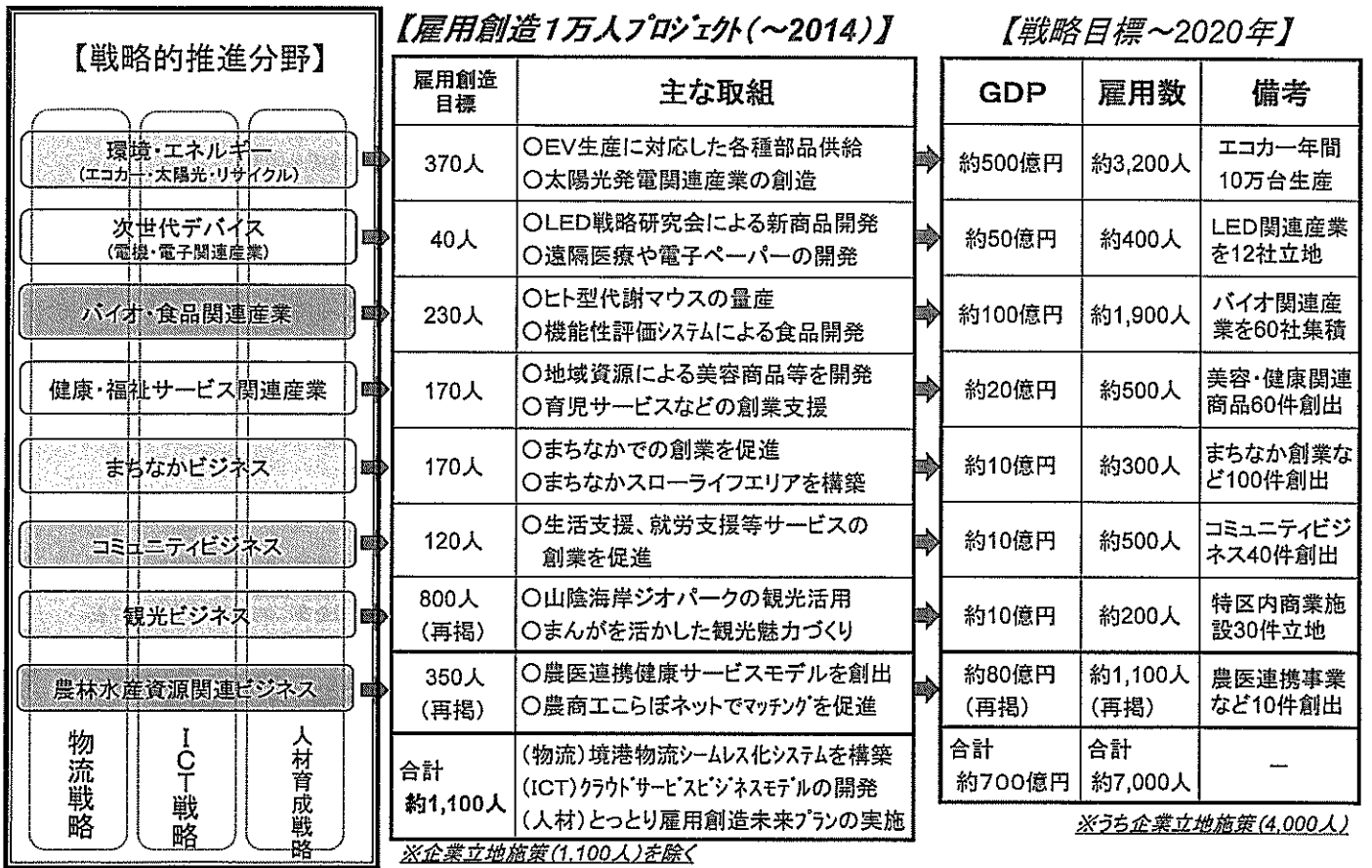
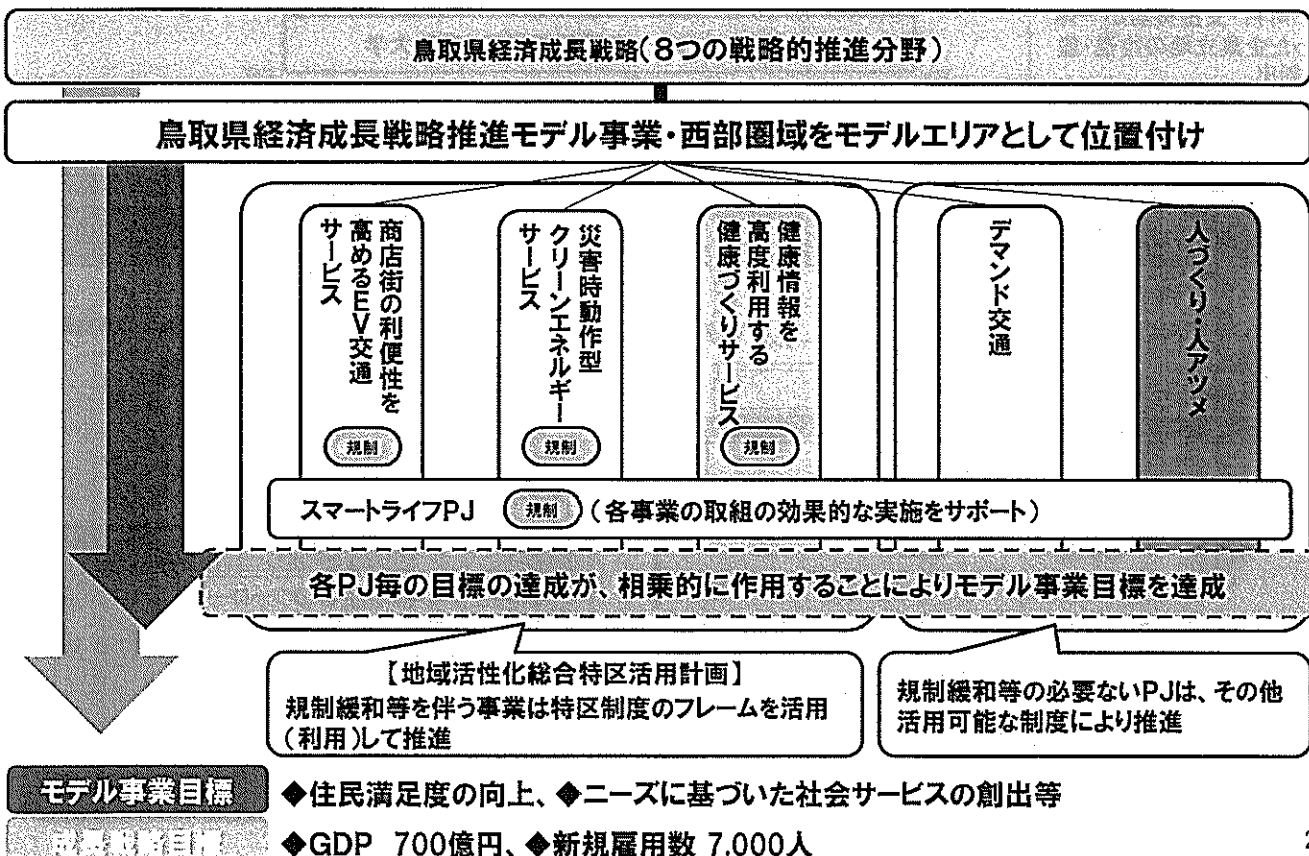


② 鳥取県経済成長戦略 (4カ年雇用創造目標)



「地域活性化総合特区制度」を活用して経済成長戦略を推進



③ 企業立地

雇用創造目標：約3,200人

【現状・課題】

- ①県内製造業全体の従業員数は、H17年～H19年はほぼ横ばい傾向であったが、H20年(前年比▲5.6%)、H21年(前年比▲8.8%)に大幅に減少、製造品出荷額も、H17～H20年はほぼ横ばい傾向であったが、H21年(前年比▲20.6%)に大幅に減少。
⇒ 企業立地〔誘致・増設〕の推進により、雇用の受け皿を創出し、地域産業の活性化につなげる必要がある。
 - ②大型誘致案件に対して、即座に提供できる工業団地が県内に無いため、企業ニーズに応じた新たな工業団地の造成も必要。
- ※企業立地の状況 ◇県外企業の立地：H19年度 4件、H20年度 4件、H21年度 5件、H22年度 5件、H23年度10件 (H22年12月末現在)
◇県内企業の増設：H19年度18件、H20年度27件、H21年度 7件、H22年度24件、H23年度22件 (H22年12月末現在)

【現場の意見】

- ①マザーファクトリー機能としての研究開発が重要(企業)
- ②国内で生き残るためには開発等の力が必要(企業)
- ③中山間地域における誘致活動の推進(市町村)

【雇用創造への展開方向】

- ①鳥取県経済成長戦略の断行
- ②地震被災リスク企業の誘致
- ③マザー工場立地の促進
- ④県内の新規工業団地整備の推進

【目標】

「環境・エネルギー関連産業」、「次世代デバイス関連産業」、「バイオ・食品関連産業」等の立地促進
⇒ 4年間で約3,200人の雇用創造を目指す。

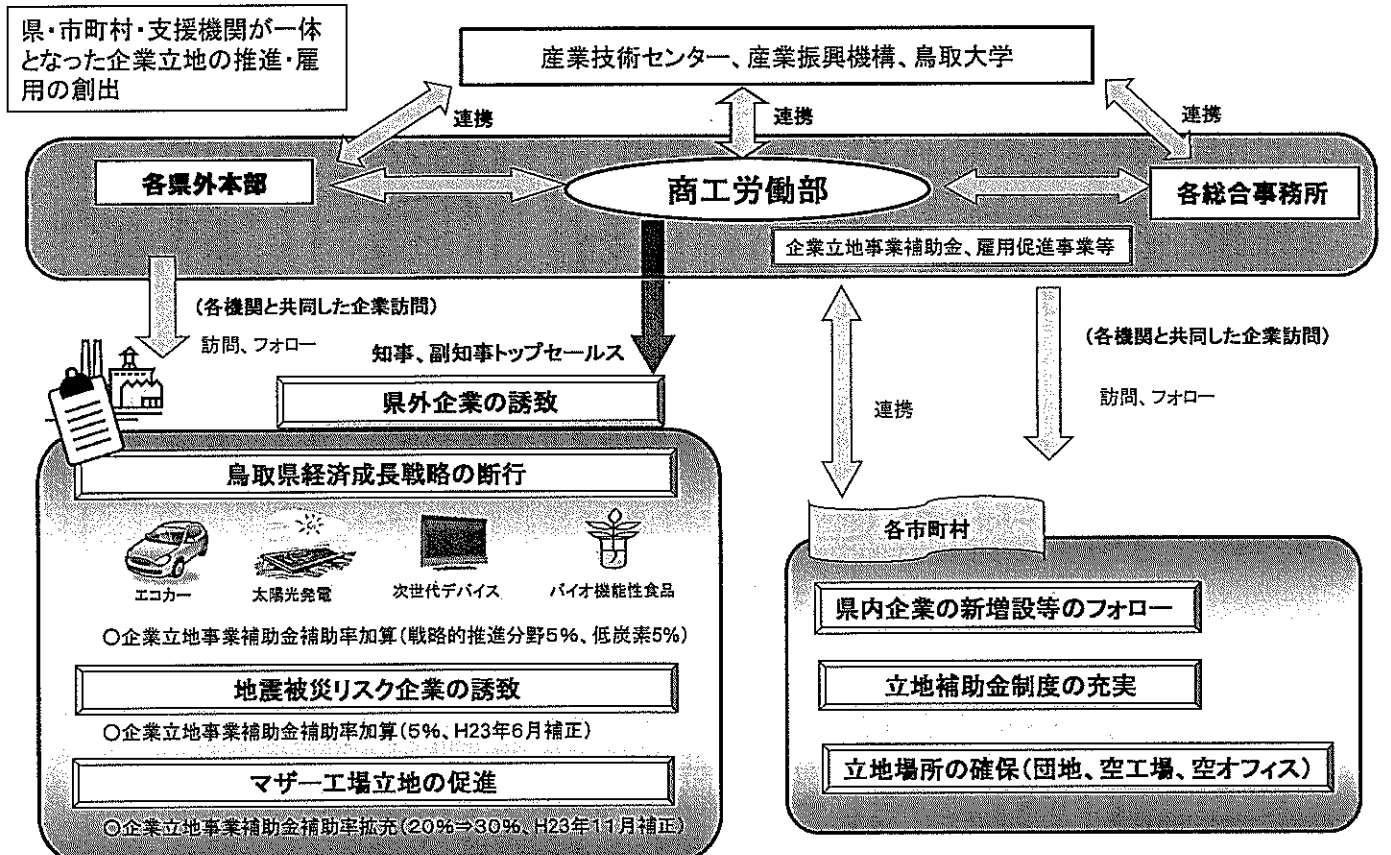
【目指す姿】

> 県外企業の誘致の促進と県内企業の増設の促進による県内産業の付加価値の増大と雇用の創出
> とっとり型次世代産業イノベーションと産業の高付加価値化

【主な事業】

- ①企業立地事業補助金〔※②:24年度事業費、③:23年度事業費、単位:百万円〕
・企業立地を促進するため、工場等増設企業に対し補助金を交付する。
②1,990百万円 ③1,981百万円
- ②働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業
・企業立地事業補助金の認定事業者に対し、正規雇用した場合雇用増一人当たり100万円を支給する。〔②128百万円 ③365百万円〕
- ③企業立地事業環境整備補助金〔② 制度要求〕
・県営工業用水道の利用規模、設備投資及び雇用規模に応じて、段階的に補助限度額を引き上げるよう制度を改正する。

企業立地推進スキーム



④-1 農林水産業(やらいや新規就農)

雇用創造目標：約600人

【現状・課題】

- ①平成20年度末に鳥取暮らし農林水産就業サポート事業を創設し、平成21年に153人、平成22年に68人の農業法人等への就業による新規就農者を確保。
- ②県内には農業法人が少なく、雇用の受け皿が少ない。平成22年度より、制度拡充し、一定の要件を満たす経営体へは、2、3年目まで研修助成を延長したほか、チャレンジプラン支援事業への上乗せ助成を行い、規模拡大等を促進。

【現場の意見】

- ①農産物の販売単価が安く、農業の収益性が悪い。
⇒継続雇用したいが、難しい
- ②サポート事業での就業者の定着率向上。
⇒23年度からインターシップを開始。
- ③農業法人等の受け皿が少なく、また、規模拡大するには農地が必要。
- ④サポート事業からスピナウトした独立就農希望者に対する支援がない。

【雇用創造への展開方向】

- ①これまでの個別経営の取組支援に加え、地域や産地における担い手として定年帰農者、小規模高齢農家などの役割も明確にした地域全体の農業振興プランを策定し、雇用創出の取組を積極的に支援
- ②他産業と連携した農林水コラボ研修で、雇用の受け皿を拡大(半農半X)
- ③法人就業から独立就農を希望する者への相談や助言を行う窓口の設置

【目標】

- ①新規就農(就業)者の雇用を行う経営体の強化
- ②独立就農希望者に対する研修制度の充実
- ③定年帰農者や兼業就農者など幅広く就農者確保
⇒4年間で約600人の雇用創造を目指す。

【目指す姿】

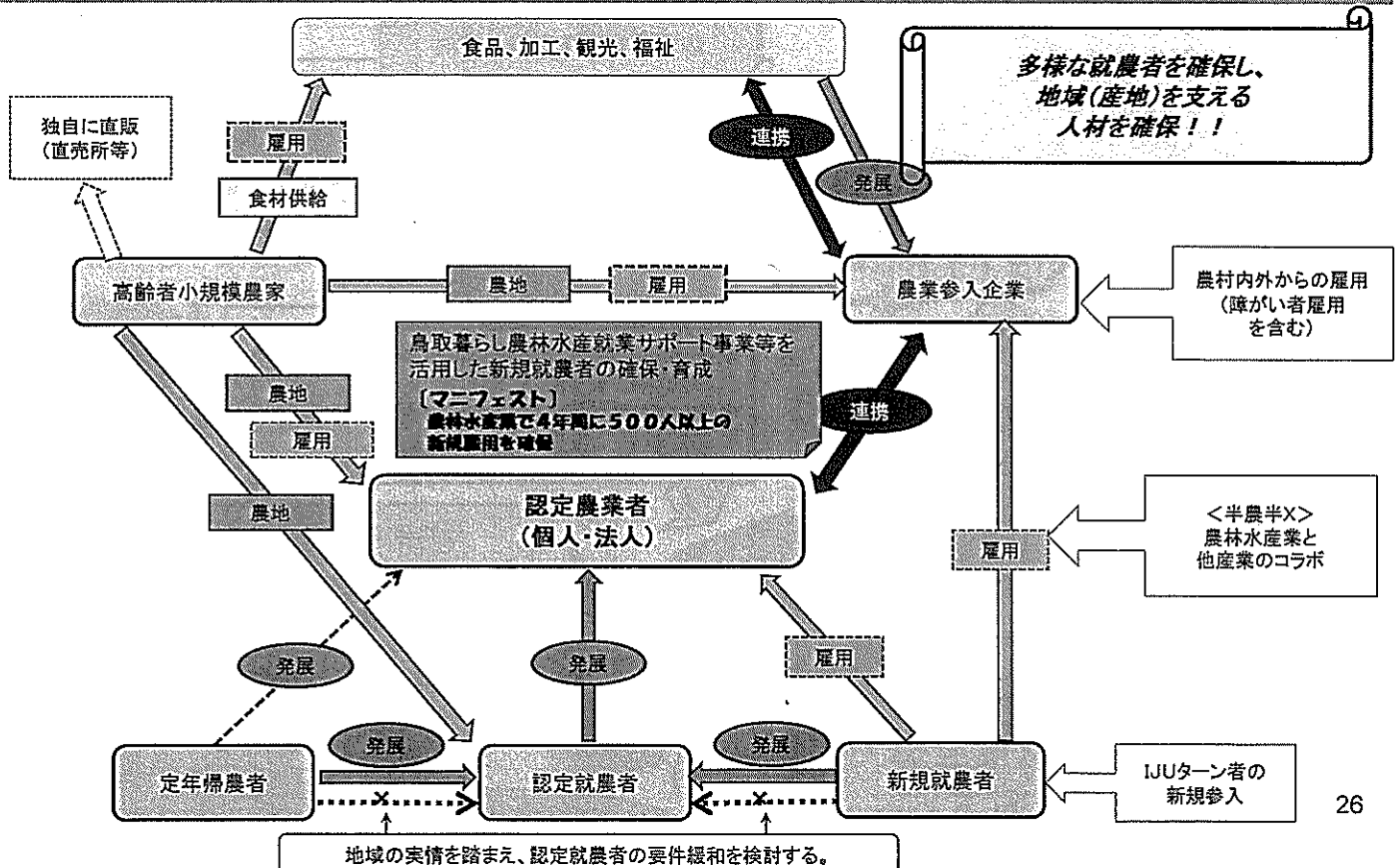
- >①農業分野での雇用の創出と安定。
- >②多様な担い手の育成による鳥取県農業の再生。

【主な事業】

- ※①:24年度事業費、②:23年度事業費、単位:百万円
- ①みんなでやらいや農業支援事業【新規】[④183 ④150]
・地域や意欲的な農家が策定したプランを支援、チャレンジプラン支援事業から組替
- ②鳥取暮らし農林水産就業サポート事業【拡充】[④123 ④246]
- ③新規就農者総合支援事業【拡充】[④389 ④161]
【拡充】サポート事業2年目以降単価の引き上げ
(2年目:6.5万円→10万円/月、3年目:4万円→5万円/月)
青年就農給付金の創設(就農前2年間、就農後5年間 150万/年)
- ④農林水コラボ研修支援事業【新規】[④25 ④0]
・サポート事業の枠組の中で農林水産業以外の研修期間も含めて対象期間とし、農林水産業の研修期間に対してのみ支援。
(助成額1年目13.8万円/月、2年目10万円/月)

25

多様な就農者の確保による産地振興



26

④-2 農林水産業(やらいや緑の産業再生プロジェクト)

雇用創造目標：約350人

【現状・課題】

- ①本県の森林は、所有形態が小規模なことや路網整備が遅れていることから生産性が低い。
※ 路網密度 H19:17.3m/ha → H22:20.3m/ha (林道+作業道延長/民有人工林面積)
※ 素材生産費 8,200円/m³(H19) → 目標6,000円/m³(H26)
- ②森林整備には多額の経費がかかるものの、材価は低迷を続けている。
※ スギ丸太価格 S55:41,200円/m³ → H22:9,400円/m³ (長さ4.0m、直径18cm以上)

【現場の意見】

- ①集約化の取組みに対して支援をしてほしい。
- ②森林所有者に対するアプローチを工夫する必要がある。
- ③鳥取県版緑の雇用支援事業等の就業支援策を継続してほしい。
- ④材価が低迷する現状では、単純に雇用だけを増やすのは難しい。根本的な問題として、林業で儲かるようにすること、施業対象地の一層の確保が必要。

【雇用創造への展開方向】

- ①低コスト林業の推進による林業再生
(集約化(団地化)、機械導入と効率的な活用、路網整備の推進)
 - ②森林経営改善支援による施業対象地域拡大
 - ③県版緑の雇用支援事業等による雇用促進・人材育成
 - ④公共建築物の原則木造化による木材需要の拡大
- ※上記以外の対策も含め施策全体で林業・木材産業を活性化

【目標】

- ①機械導入、路網整備、森林経営改善支援による低コスト林業の推進と集約化促進に伴う施業対象地域の拡大
- ②県版緑の雇用支援、県版木材産業雇用支援
- ③異業種(建設業等)の林業参入促進
⇒ 4年間で約350人の雇用創造を目指す。

【目指す姿】

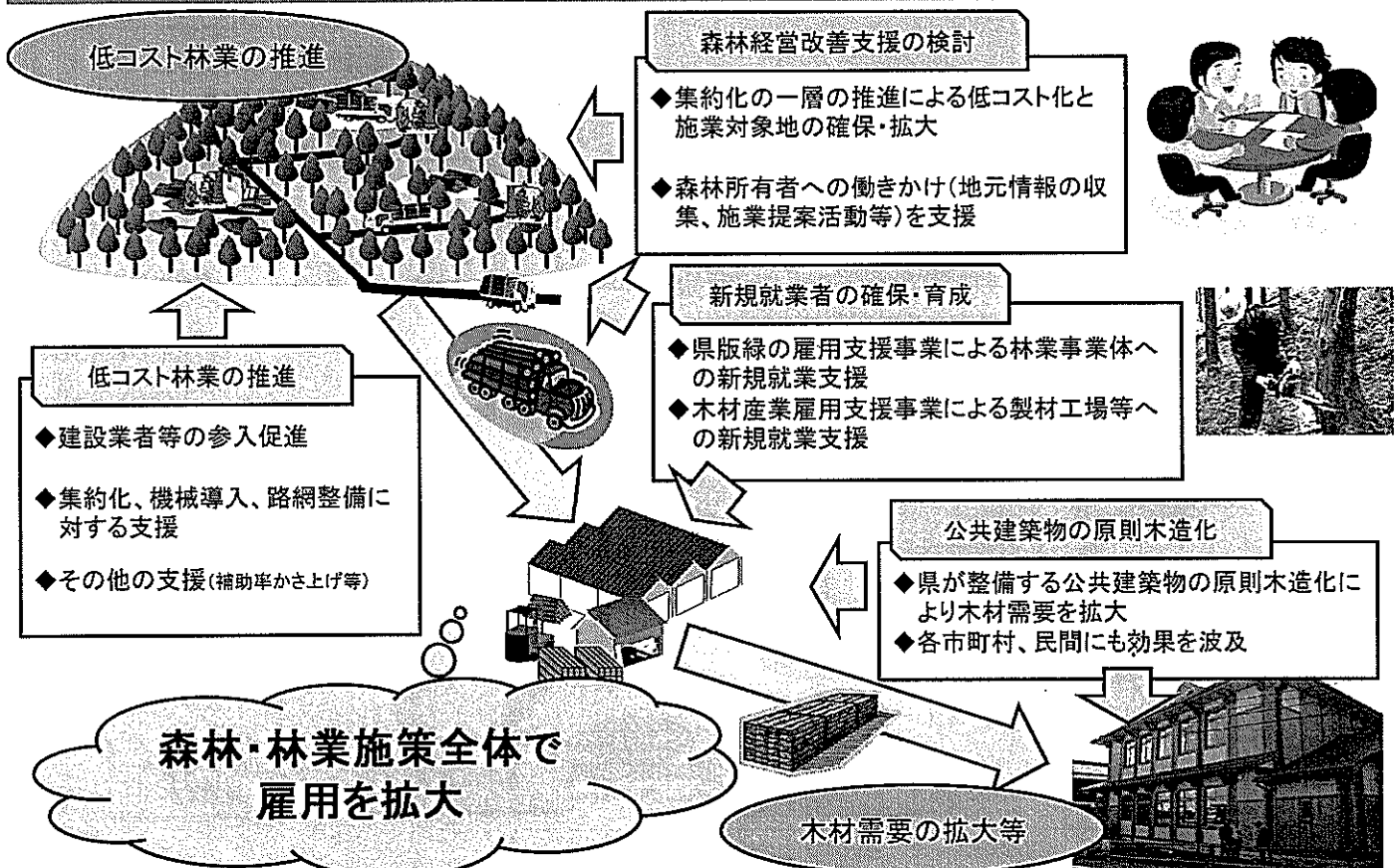
>低コスト林業を推進する人材を確保、育成することで、林業の再生を加速化し、雇用を拡大。

【主な事業】※②:24年度事業費、③:23年度事業費、単位:百万円

- ①森林経営改善指導補助員配置・育成事業【新規】(②36 ③0)
(対象者)森林組合
(内容)集約化による効率的な林業経営を進める森林経営改善指導員等を各森林組合に配置
- ②鳥取暮らし農林水産就業サポート事業(継続)(②168 ③151)
(対象者)森林組合、林業事業者、製材所等
(内容)新規就業者を雇用する林業事業者等に対してOJT研修等を行うための経費を支援。
- ③異業種(建設業等)の林業参入促進事業【新規】(②10③0)
(対象者)建設業者等
(内容)異業種(建設業等)からの林業への新規参入を促進させるため、既存施策も活用した一体的な支援を実施

27

儲かる林業・木材産業への再生加速化



④-3 農林水産業(やらいや水産業)

雇用創造目標：約150人

【現状・課題】

- ①県内の漁業就業者数は減少。乗組員を雇用できる漁業経営体や漁船が限られており、乗組員雇用による雇用拡大が図られにくい。
- ②水産物を利用した6次産業化事業(漁協・漁業者による加工・直販等の取組など)が始まり、陸上作業での人手が必要になるケースも出ている。
- ③漁業での独立経営体の創出を図る、漁業担い手育成研修事業においても、「指導者の負担感の増加」「トラブル懸念」などの理由から、就業希望者の積極的な受入が図られにくい。

【現場の意見】

- ①乗組員の高齢化が進行し、退職者も今後増加する見込み。新規乗組員受入・育成のための支援を継続してほしい。
- ②定置網漁業や養殖業など、新たに乗組員・従業員雇用を創出する漁業の実施を検討する地域もある。
- ③養殖業の実施や6次産業化の取組開始に伴い、新たに加工場などで対応する人員を確保したい。
- ④漁業での独立就業希望者の、初期段階の基礎的な指導などを充実できれば、漁村地域も受入がしやすい。
- ⑤漁協でも就業者受入のための受入地区の掘り起こしやフォロー体制などを充実したいが、人員が限られており対応できていないのが実情。

【雇用創造への展開方向】

- ①漁船乗組員や養殖業従業員の新規雇用支援
- ②6次産業化等の取組推進
- ③独立向け研修事業の初期段階講習の充実及びシニア世代受入支援などの対象者拡大による積極的な就業者受入促進
- ④就業希望者の定着促進

【目標】

- ①漁船乗組員・養殖業従業員の新規就業支援
- ②6次産業化等の取組推進
- ③独立経営体の創出による雇用創造促進
- ④就業希望者の定着促進
⇒4年間で約150人の雇用創造を目指す。

【目指す姿】

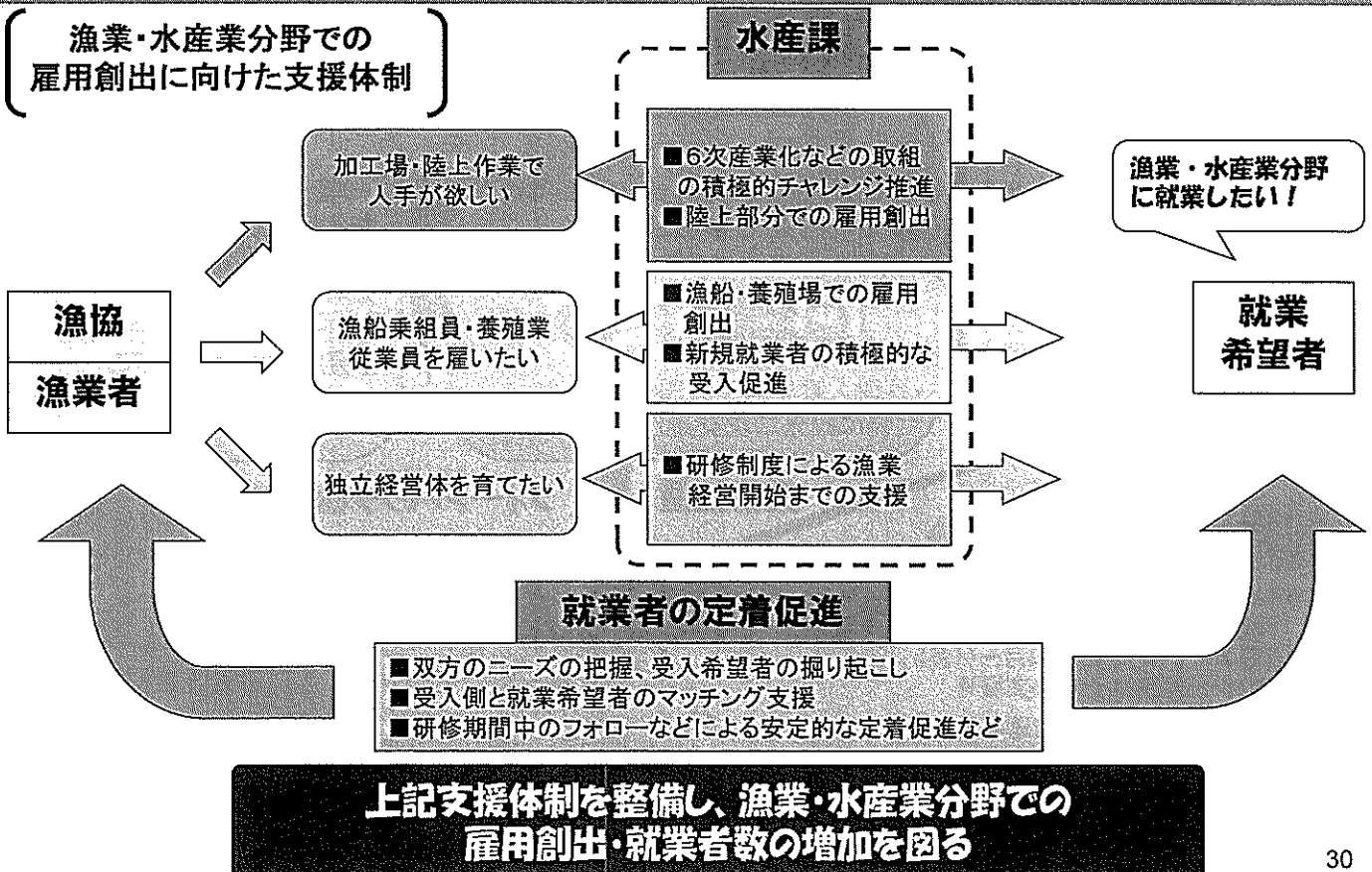
- >水産物の付加価値向上に向けた取組を推進するとともに、その取組に伴い、漁船での就業だけでなく陸上分野での雇用拡大も図る。
- >漁村地域での就業者増加を図り、漁村地域の活性化に繋げていく。

【主な事業】【※④:24年度事業費、③:23年度事業費、単位:百万円】

- ①漁船乗組員・養殖業従業員の新規雇用支援(継続) [④:65 ③:90]
・新規乗組員等を雇用する際の人件費等を補助。
- ③漁業担い手育成研修事業(拡充) [④:7 ③:3]
・研修初期段階の講習、体験を充実し、より安定的な漁村地域への就業を促進
・シニア世代からの漁業就業についても研修制度化し、漁村地域への新規参入を促進。
- ④漁業就業相談員設置事業【新規】 [④:6 ③:0]
・新規就業者に対する定期的な面談、就業者受入地区の掘り起こしなどを専門に行う相談員を配置し、漁業への新規就業がよりスムーズに行われるよう支援。

29

水産分野での付加価値向上と担い手確保



⑤ 観光

雇用創造目標：約800人

※観光入込客数100万人増の直接効果による雇用誘発推計値

【現状・課題】

- 平成22年の県内への観光入込客数が初めて年1,000万人を突破したが、実態は水木しげるロードへの入込が全体を牽引。
- 平成24年は「まんが王国とっとり」建国イヤー。これを起爆剤として、海外からも含め、県内にくまなく観光客を呼び込み、県内への滞在時間増、宿泊の拡大、観光消費額の増加を実現することが、宿泊施設や観光関連業界の雇用改善につながる。

【現場の意見】

- ①県内地域間、近隣府県との周遊コースづくりが必要。
- ②外国人観光客を受け入れるための機運醸成、受入環境整備などの基本的なことが大事。
- ③外国人観光客周遊の利便性を図る必要があり、特に二次交通整備が必要。
- ④現在、緊急雇用を活用している外国人観光客の受入・案内拠点(サポートセンター・観光案内所等)の外国人案内人を引き続き雇用していくためには県の支援が必要。

【雇用創造への展開方向】

- ①「国際まんが博」の開催等、市町村や民間と連携した「まんが王国とっとり」の国内外への情報発信と誘客推進。
- ②山陰海岸世界ジオパークの観光活用をはじめ、地域の豊かな自然・歴史・文化を活かす観光魅力づくりの推進。
- ③山陰文化観光圏の取組推進など、県内地域間の連携や近隣府県との連携強化と、長時間の周遊・滞在・体験が楽しめる旅行メニュー造成など受入体制の整備を推進。
- ④外国人観光客の誘致や受入環境整備のさらなる推進。

【目標】

- ◎年間観光入込客数100万人増(対H22比)、外国人宿泊客倍増(H21:1.4万人→年間3万人)⇒約800人(入込客増加に伴う観光消費額の増加による雇用拡大)

【目指す姿】

- > 観光客入込客数の増、それに伴う県内への滞在時間増、宿泊の拡大、観光消費額の増が生む波及効果により雇用拡大を図る。

【主な事業】(※①:24年度事業費、②:23年度事業費、単位:百万円)

- ①まんが王国とっとり建国記念事業(② 934 ③ 0)
(内容)「国際マンガサミット鳥取大会」の開催(11月)、「国際まんが博」の開催(8月~11月)、市町村・民間団体イベント支援等(補助率)1/2~定額(補助総額)約100,000千円
- ②外国人観光客受入向上推進事業(② 44 ③ 53)
(内容)案内看板の多言語化、外国語ホームページ・外国語パンフレットの作成、もてなし研修会の開催、クレジットカード対応機器の設置を支援(補助率)1/2(補助総額)約7,500千円(限度額1件50万円)
- ※ その他、平成24年度のJTB送客キャンペーン「日本の旬」、JR「デスティネーションキャンペーン」、「古事記1300年」などの本県の観光魅力を全国に発信する機会に向け、魅力づくりと効果的な情報発信に意欲的に取り組む。

観光入込客100万人アップ

外国人観光客含む観光入込客数増に伴う観光消費額の増加による雇用拡大

現状

- ・平成22年度観光入込客数は年1,000万人を突破したが、水木ロードが全体を牽引
- ・米子ーソウル便は、原発事故の風評被害や円高ウオン安の影響により利用率低調(環日本海貨客船は好調)

平成24年度~

- ・「まんが王国とっとり」建国、山陰海岸ジオパーク、古事記関連スポットなどの観光魅力創出と効果的な情報発信
- ・外国人観光客受入環境整備(特に観光二次交通)の更なる整備

目標

- ・年間観光入込客数100万人増(対H22比)、外国人宿泊観光客倍増(H21年、14,020人→H26年、30,000人)による観光消費額増の波及効果を雇用創出につなげる

具体的な施策例(24年度)

- ①まんが王国とっとり建国記念事業
「国際マンガサミット鳥取大会」の開催(11月)
「国際まんが博」の開催(8月~11月)
市町村・民間団体イベント支援等
- ②外国人観光客受入向上推進事業
案内看板の多言語化、外国語ホームページ・外国語パンフレットの作成、もてなし研修会の開催、クレジットカード対応機器の設置を支援

実情把握

フィードバック(施策提案)

支援施策の検討

- ★県内観光業界への個別意見聴取
- ★官民一体の組織である鳥取県国際観光アクションプログラムワーキンググループ
- 【テーマ】・観光二次交通・中国市場開拓
- ※ テーマの新設、変更等には柔軟対応

⑥ 医療

雇用創造目標 約900人

【現状・課題】

- ① 医師、看護師の不足により、病院勤務医や看護師の負担が増大しており、医師、看護師の確保や負担軽減が必要。
- ② 看護師不足に対応するため、看護師の離職防止や潜在看護師の掘り起こしが必要。

※医師不足数：170人 [H22.6厚生労働省調査]、看護師不足数：238人 (H27年)[H22第7次看護職員需給見通し]、理学療法士等不足数：126人 [H23.7県医療政策課調べ]

【現場の意見】

- ① 看護職員の離職の大きな理由は、県外への結婚転出と育児問題。
- ② 育児支援のためのサポート体制の情報提供、ネットワークづくり、労働環境改善、家族の理解を得ることが課題。
- ③ 医師等の負担軽減を図る医療クラーク(医師事務作業補助者)の雇用には、国・県の支援の継続が必要。

【雇用創造への展開方向】

- ① 医師、看護師、理学療法士等の確保
(医師、看護師、理学療法士等の確保の奨学金など)
- ② 医師・看護師の負担軽減
(医療クラーク配置への支援など)
- ③ 潜在看護師の再就業支援及び看護師の離職防止
(就業支援体制の充実、院内保育所設置支援など)

【目標】

- ① 医師、看護師、理学療法士等の県内就業確保(奨学金)
- ② 医療クラーク配置への支援
- ③ 潜在看護師の再就業支援
⇒ 4年間で約900人の雇用創造を目指す。

【目指す姿】

➢ 医師、看護師、理学療法士等を確保し、県民が安心して医療を受けられる体制を整える。

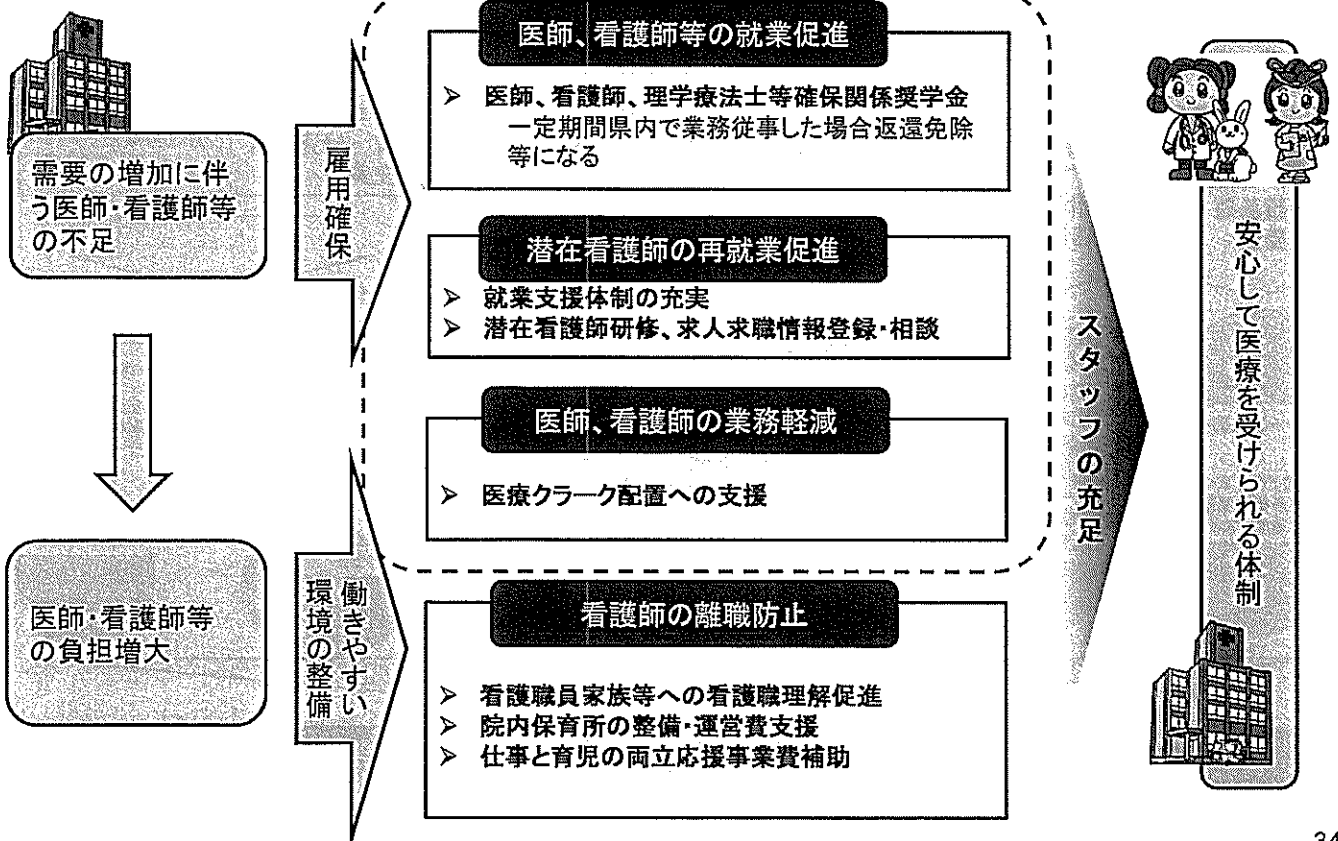
【主な事業】

※②：24年度事業費、③：23年度事業費、単位：百万円

- ① 医師、看護師、理学療法士等確保関係奨学金【拡充】 [④688 ③629]
- ② 医師等環境改善事業(医療クラーク等配置支援)【拡充】 [④98 ③93]
- ③ ナースセンター事業【継続】 [④16 ③16]
・潜在看護師研修・再就業支援、求人求職情報登録・相談
- ④ 看護職員就業支援事業【新規】 [④10 ③0]
・就業支援コーディネーター配置による看護師再就業支援・定着促進・離職防止
- ⑤ 看護職員応援事業【新規】 [④1 ③0]
・看護職員の家族等の病院見学による看護職に対する理解促進
- ⑥ 院内保育所整備・運営費補助【継続】 [④78 ③63]
- ⑦ 仕事と育児の両立応援事業【継続】 [④1 ③1]

33

不足する医療スタッフ(医師、看護師等)の確保



34

⑦ 福祉(介護福祉・障がい者福祉・子育て支援)

雇用創造目標 約900人

【現状・課題】

- 【介護福祉】
 - ①介護保険料や地域バランスを踏まえた計画的な介護基盤整備が必要
 - ②介護人材の確保・人材育成及び介護サービスの質向上が課題
- 【障がい者福祉】
 - ①障がい者の地域移行推進のためのサービス基盤が不足
 - ②障がい者一般就労に向けた企業開拓、生活面での支援が不足
- 【子育て支援】
 - ①女性の社会進出等により保育等ニーズは多様化・増大 ⇒ 幼保一体化推進及び病児・病後児保育の充実、保育や放課後児童クラブ等の質向上が必要

【現場の意見】

- 【介護福祉】
 - ①高齢者本人は在宅で住み続けることを希望しており、特養等施設整備と併せて在宅サービス基盤の着実な整備も必要
 - ②介護人材の不足感がある一方、人材養成施設では就職斡旋に苦慮
 - ③介護サービスの質向上のため、離職率の改善や資格取得支援を希望
- 【障がい者福祉】
 - ①一般就労できるかどうか評価が出来ていない。職場体験等の体制不十分
 - ②企業内での就労訓練スキル(障がい者への理解、指導方法)が不足
 - ③法定雇用率未達成企業への働きかけが不十分
- 【子育て支援】
 - ①働く女性に対する(育児等)支援策が必要
 - ②保育等子育てサービスの質向上に資する体制整備が必要

【雇用創造への展開方向】

- 【介護福祉】
 - ①「第5期介護保険事業支援計画」(H23年度中策定、計画期間H24～26)に基づく、計画的介護基盤の整備
 - ②介護人材の確保・育成、介護サービスの質向上の取組を検討
- 【障がい者福祉】
 - ①サービス基盤の整備(通所系サービス事業所、グループホーム等設置支援)
 - ②障がい者の一般就労促進(生活支援充実、就労支援人材の育成、受入企業拡大に向けた啓発・環境整備等)
- 【子育て支援】
 - ①保育所機能の充実、認定こども園開設促進
 - ②児童福祉施設でのサービス向上に資する体制整備

【目標】

- 第5期介護保険事業支援計画に基づく着実な基盤整備
- 介護人材確保育成のための高校での介護福祉士養成コースの検討
- 障がい者福祉サービス基盤整備
- 障がい者の一般就労支援促進
- 保育等サービスの充実
- ⇒ 4年間で約900人の雇用創造を目指す。

【目指す姿】

- > 高齢者が安心して暮らすことのできる社会の確立
- > 障がいのある方が地域の中で安心して暮らせ、共に支え合う共生社会
- > 子育て中の方が安心して働くことができる子育て王国鳥取の実現

【主な事業】

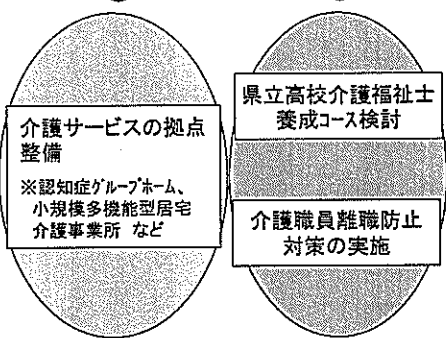
- ※②:24年度事業費、③:23年度事業費、単位:百万円
- 【介護福祉】
 - ①鳥取県介護基盤緊急整備事業【継続】 【②75、③285】
 - ②介護職員離職防止対策事業【介護経営者向け研修】【新規】 【③0.5、④-】
 - 【障がい者福祉】
 - ①障がい者施設整備・障がい者自立支援基盤整備事業【③377、④2,193】
 - ②グループホーム夜間支援員配置【④14、⑤15】
 - ③障がい者就労環境改善事業【新規】【④10、⑤-】
 - ④障がい者就業支援事業【拡充】【(新)ガイドブック作成】【④26、⑤25】
 - 【子育て支援】
 - ①放課後児童クラブ設置促進事業【継続】【④18、⑤7】
 - ②認定こども園設置促進事業【継続】【④49、⑤150】
 - ③病児・病後児保育普及促進事業【継続】【④5、⑤3】
 - ④低年齢児受入保育所保育士特別配置事業【正職員選抜制導入】【拡充】【④134、⑤120】

福祉サービス充実による安心して暮らせる地域の実現

拡大する介護需要への対応

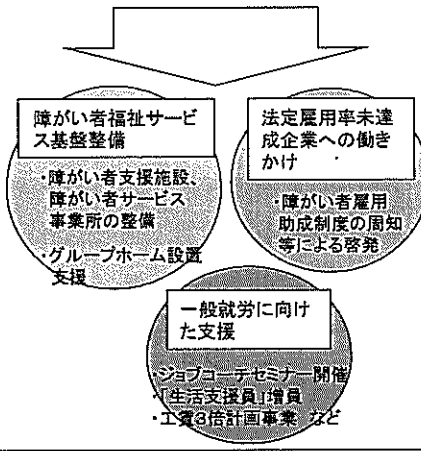
第5期介護保険事業支援計画
(期間H24～26、H23年度中策定)

介護基盤整備
介護人材確保・育成



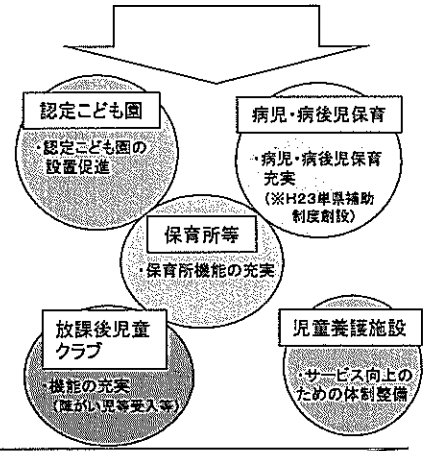
障がい者の地域移行と一般就労支援

地域移行を進めるためのサービス基盤の整備
一般就労に向けた企業開拓、生活面での支援



子育て中の方が安心して働くことができる保育等サービスの充実

保育ニーズ拡大、保育・幼児教育の充実
施設入所児童の処遇改善など



高齢者が安心して暮らすことのできる社会の確立

障がいのある方が地域で暮らせ共に支え合う共生社会

子育て中の方が安心して働ける子育て王国の実現

⑧ 教育

雇用創造目標 約200人
(埋蔵文化財発掘調査分 約2,000人)

【現状・課題】

- ①学ぶ意欲の低下や学力の二極化傾向、不登校の増加等、県内の小、中、高等学校が抱える課題は山積
※ 高等学校卒業生の大学等進学率(H23) 全国54.4% 本県43.9% 中学生の不登校率(H22) 全国2.74% 本県3.14%
- ②地域の産業、経済、社会を支える人材を育成するため、高等学校等では地域の期待を受けとめ、地域のニーズを的確に把握し、応えることが必要
- ③地域経済の低迷により、有効求人倍率が低下する中、特別支援学校卒業生等の就職先の確保が困難な状況
※ H22:就職率28.3%
- ④山陰道の建設に係る埋蔵文化財の発掘調査について、着実な推進が必要

【現場の意見】

- ①児童生徒の状況に応じた学習指導や不登校などの課題に即した個別指導を充実させるため、少人数学級によるきめ細やかな指導が必要
- ②同一の高等学校の中においても、生徒間の学力差が広がっている
- ③教職員の業務が増加する中で生徒の指導時間が十分確保できない
- ④障がいのある生徒の就労に対する企業等の理解を図るため、関係部局による連携・協力が必要

【雇用創造への展開方向】

- ①市町村の協力・選択により、少人数学級対象学年の拡充
- ②高等学校が抱える教育上の課題の解決に向けて、教育機能の充実
- ③教育界と産業界とのネットワークを一層強化し、地域的人的ニーズに対応した県立高校の学科の在り方検討
- ④特別支援学校卒業生等の民間企業への就労支援
- ⑤発掘作業、出土品整理作業人員の雇用

【目標】

- 少人数学級の拡充など学力向上プログラム等の推進
- 高等特別支援学校開設等による障がい者就労支援の推進
- 教育機関での障がい者雇用促進
⇒ 4年間で約200人の雇用創造を目指す。
- (○埋蔵文化財保護のための発掘調査人員雇用⇒ 4年間で2,000人)

【目指す姿】

➢地域の宝である「人材」を育成

【主な事業】

- (※㊸:24年度事業費、㊹:23年度事業費、単位:百万円)
- ①少人数学級の拡充のための教員配置【新規】[㊸ 810]
- ②不登校生徒等への相談体制の整備【拡充】[㊹定数]
- ③車いす利用の生徒の移動助等教育環境の整備【新規】[㊸1.8]
- ④県立高等特別支援学校の開設に伴う教職員の配置(H25～)
- ⑤埋蔵文化財の受託発掘調査に係る作業員の雇用 [㊸1,929 ㊹1,196]

37

鳥取県の教育を支える人材の確保

【課題】

- 学ぶ意欲の低下
- 学力の二極化
- 不登校の増加
- 地域のニーズに応じた人材育成
- 特別支援学校卒業生等の就労支援
- 埋蔵文化財発掘調査の推進

対応策

小中学校における少人数学級の充実

対象学年の拡大

県立高等学校の教育機能の充実

不登校生徒等への相談体制の充実
障がいのある生徒の教育環境整備

今後の県立高等学校のあり方を検討

H26～30の新学科設置等を検討

教育分野の雇用創出


県立高等特別支援学校開設

平成25年4月開設予定


埋蔵文化財発掘調査のための人員確保

鳥取西道路の建設

38



下支え施策



① 人材育成

【現状・課題】

- ①人材育成に関して67.5%の企業が何らかの問題を抱えている。
⇒「指導人材の不足」、「人材育成を行う時間の不足」など企業における社員教育が十分でない。
- ②団塊の世代の退職が始まっていること等により、熟練技能を円滑な継承が課題。
- ③経済のグローバル化や国内市場の縮小により、県内企業もグローバル化への対応が迫られる中、グローバルに活躍できる高度人材の確保が必要。

【現場の意見】

- ①長引く不況で社内での人材育成する時間的・体力的余裕がない。
- ②グローバルに活躍できる高度なスキルを有する人材を育成する場所が県内がない。
- ③コミュニケーション能力など、人間力が不足している人材が多いが、県内で研修できず、大阪で受講。

【雇用創造への展開方向】

- ①公共職業訓練のメニューの多様化
(企業ニーズに応じた職業訓練内容の充実)
- ②企業ニーズに応じた在職者向け職業訓練の拡大
(オーダーメイド型在職者訓練の実施)
- ③就職の可能性をより高める職業訓練内容の充実
(キャリアコンサルティングの充実強化)

【目標】

- ①地域の人材ニーズに応じた職業訓練による人材育成
⇒年間約1,300人規模
- ②企業の技術力向上に資する職業訓練による人材育成
⇒年間約500人規模
- ③とっとり雇用創造未来プランに人材養成による人材育成
⇒約2,100人規模(平成23~25年度の3年間)

【目指す姿】

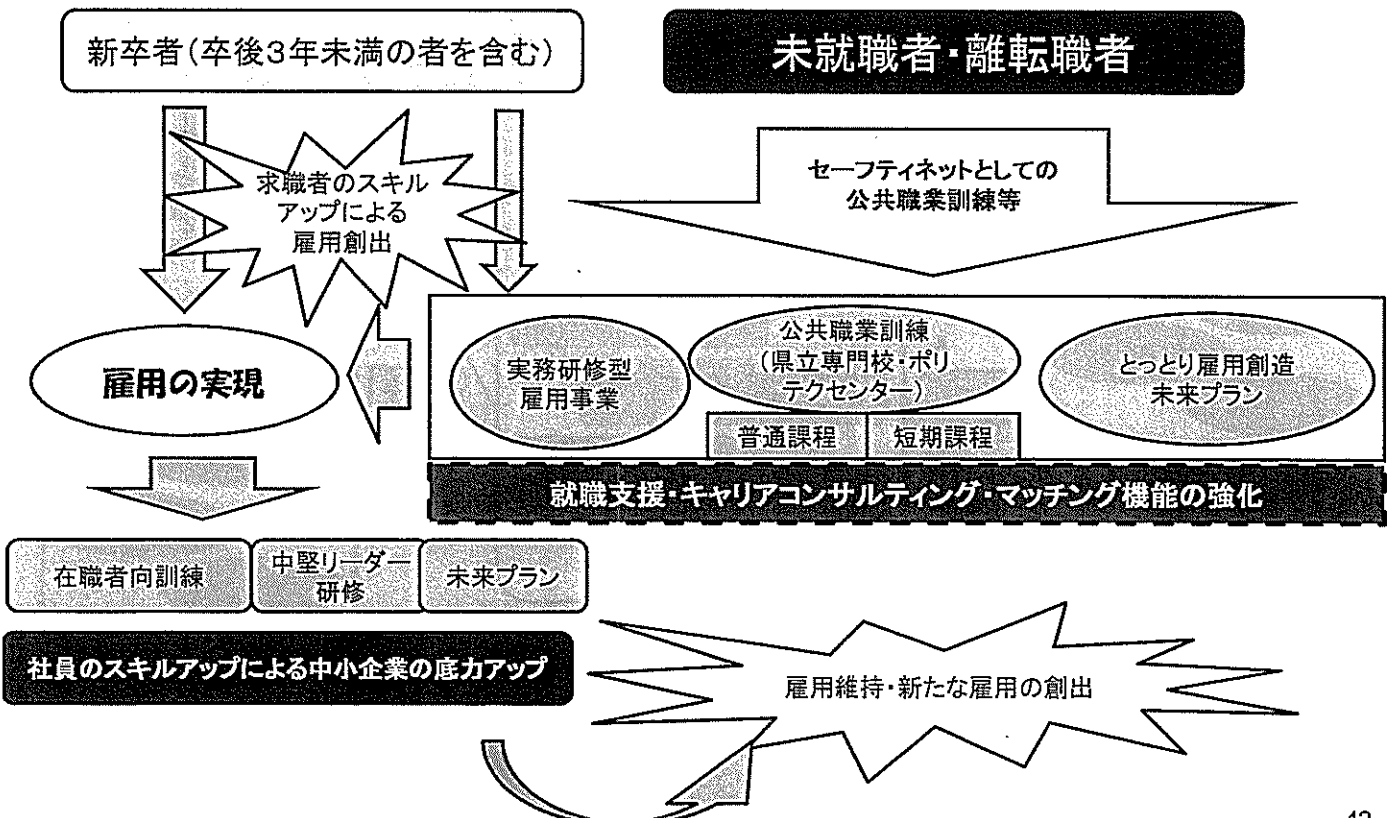
- >県内企業が求める人材育成を支援し、県内産業の基盤強化及び次世代産業等魅力ある産業を創造。
- >離転職者向けの職業訓練及び訓練終了後の就職支援の充実により、地域産業を支える人材を育成

【主な事業】 [※②:24年度事業費、③:23年度事業費、単位:百万円]

- ① 職業訓練事業費[② 447 ③ 440]
(内容)・企業ニーズに応じた職業訓練内容の充実
・オーダーメイド型在職者訓練の拡充
- ② 職業訓練によるキャリア形成支援・技術力強化事業[② 5 ③ -]
(内容)・キャリアコンサルティングの充実
- ③ 技能振興事業(うち認定職業訓練)[② 13 ③ 11]
(内容)・認定職業訓練実施の支援

41

企業ニーズに応える人材供給



42

② マッチング支援

【現状・課題】

- ①東日本大震災や急減な円高の影響に加え、県内製造業最大手企業の事業再編による大量離職など、県内の雇用情勢はますます厳しい状況。
(23年12月の有効求人倍率 鳥取県:0.67 全国:0.71)
- ②企業側は即戦力の人材を求めており、職業経験の少ない又は全くない若年者やスキルの乏しい中高年者に対する求人はますます減少傾向。
- ③鳥取県においては医療・福祉産業従事者の割合が全国平均よりも高く、重要な産業になっている一方で、介護職員などは離職率が高い
⇒ 介護人材等福祉人材の確保を進めるためには、介護分野の魅力を高めることや、マッチング機能の強化が求められている。

【現場の意見】

- ①正規雇用の求人が少ないため、パートやアルバイトなど非正規雇用での勤務につく者が多く、後日再支援が必要となってしまう。
- ②早期に離職する若者の主な理由として、「仕事があわない、つまらない」とか「人間関係のトラブル」があげられる。
- ③医療・福祉人材の確保は依然として厳しい状況。

【雇用創造への展開方向】

- ①きめ細やかな就業支援の実施
(就業支援員等によるマンツーマンでの支援)
- ②県内企業からの求人の確保
(求人開拓員等による県内求人の掘り起こし)
- ③福祉人材バンク・ナースバンク(求人・求職情報と上億・相談)の運営、福祉分野就職フェア 開催などにより、介護・看護職員等のマッチング機能充実

【目標】

- ①若者仕事ぶらざの利用者就職率向上(前年度以上)
- ②ミドル・シニア仕事ぶらざの利用者就職率向上(前年度以上)
- ③全国平均を上回る有効求人倍率の確保
- ④新規学卒者、離職職者を対象とした就業支援の充実
- ⑤医療福祉人材の確保

【目指す姿】

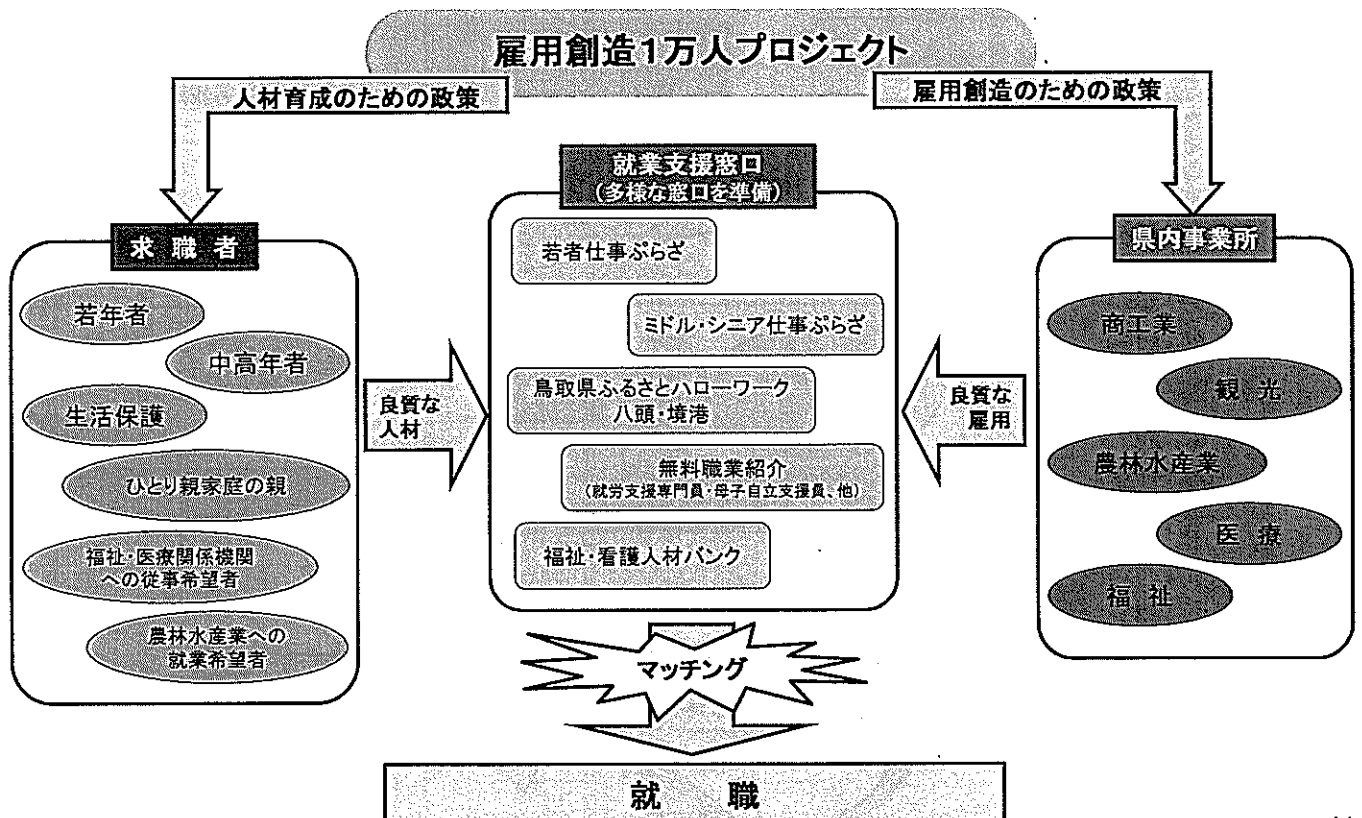
- > 県民が安心して働くことができる雇用情勢の維持
- > 医療・福祉サービスの安定供給

【主な事業】〔※②:24年度事業費、③:23年度事業費、単位:百万円〕

- ①若年者就業支援事業【継続】〔②63 ③63〕
・若者仕事ぶらざの管理・運営、若年者就業支援員の配置、就業支援策の実施
- ②中高年者就業支援事業【継続】〔②44 ③29〕
・ミドル・シニア仕事ぶらざの管理・運営、就業支援員等の配置、特別相談窓口の設置
- ③福祉人材センター運営事業、福祉・介護人材就労支援事業【継続】〔②50 ③55〕
・福祉人材バンクの運営 ・福祉の就職フェアの開催
- ④ナースセンター事業【継続】〔②16 ③16〕【再掲】
・ナースバンクの運営 ・潜在看護師研修・再就業支援

43

きめ細やかな就業支援



③ 良質な雇用の創出

【現状・課題】

- ① 臨時的な雇用創出を図ってきた雇用基金事業は、一部事業を除き23年度で終了予定。一時的に、多くの雇用機会が失われることが懸念される。
- ② リーマンショック以降改善傾向にあった有効求人倍率は、0.67倍(23年12月)と落ち込み、県内製造業最大手企業の再編計画により大量の離職者が発生するなど、一段と県内の経済、雇用情勢は厳しさを増している。

【現場の意見】

- ① 雇用基金事業について
 - ・ポスト緊急雇用対策が必要
 - ・雇用状況は依然厳しく、事業継続や新たな対策が必要
- ② 重点分野職場体験型雇用事業について
 - ・職場体験者の正規雇用を検討中。(職場体験者の3割)
- ③ 専門的技術者等正規雇用促進事業
 - ・国のトライアル雇用制度の活用が条件となっており、専門的技術者等の雇用には使いにくい。

【雇用創造への展開方向】

- ① 国のH23年度雇用基金の追加配分による雇用創造
- ② 職場体験者の正規雇用に向けた後押し
- ③ 企業の正規雇用化の後押し
- ④ 専門的技術者等正規雇用促進事業の要件緩和
(=国のトライアル雇用制度の活用を条件から外す)

【目標】

- 正規雇用の創出
 - ・ふるさと雇用再生交付金事業＋正規雇用奨励 (H23)
 - ・重点分野職場体験型雇用(県版トライアル)＋正規雇用奨励(～H24)
 - ・企業立地補助・経営革新計画等認定＋正規雇用創出奨励
 - ・専門的技術者等正規雇用促進(県トライアル雇用)＋正規雇用奨励
→より活用しやすい制度への改正を検討
- ※雇用基金終了後の激変緩和への対応検討

【目指す姿】

> 正規雇用を中心とした良質な雇用の創出

【主な事業】(検討中)[※④:24年度事業費、⑤:23年度事業費、単位:百万円]

- ① 重点分野雇用創出事業を用いた基金事業(H25まで)[④2,695 ⑤4,713]
・県庁各課の提案事業を認定
- ② 重点分野職場体験型雇用事業の正規雇用奨励金[④84 ⑤4]
・県の委託で県内企業が失業者を職場体験者として有期雇用
・正規雇用奨励金を30万円から100万円へ増額(H23.10改正)
- ③ 企業立地補助・経営革新計画等認定＋正規雇用創出奨励金[④208]
・企業立地補助金の認定事業者等が正規雇用した場合に奨励金(100万円/人)
・雇用維持企業再構築支援事業等の認定を受けた事業主を追加(H23.9改正)
- ④ 専門的技術者等正規雇用促進事業【要件緩和】[④10 ⑤5]
・要件緩和(=国のトライアル雇用制度の活用を事業要件から除外)

45

企業等の正規雇用を後押し

基金事業が終了するが、
雇用状況は依然厳しく、
事業継続や新たな対策が必要

・職場体験者の
正規雇用を検討中。

※重点分野職場体験型雇用
(トライアル雇用)の職場体
験者の3割

国のトライアル雇用制
度の活用が条件と
なっており、専門的技
術者等の雇用には使
いにくい。

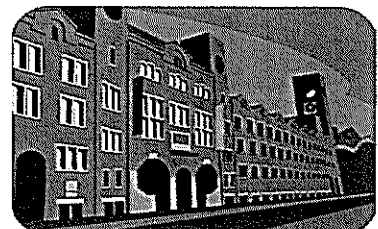
正規雇用に向けた各種施策の展開

ふるさと雇用再生交付金事業＋正規雇用奨励 (H23)

重点分野職場体験型雇用＋正規雇用奨励(～H24)
(県版トライアル雇用制度)

企業立地・経営革新・雇用維持事業＋正規雇用奨励

専門的技術者等正規雇用促進【要件緩和】
(県トライアル雇用＋正規雇用奨励)
※より活用しやすい制度へ改正
(=国のトライアル雇用制度の活用を事業要件から除外)



46

④ IJUターン推進

【現状・課題】

- ①県内にはIJUターン学生の受け皿となり得る優れた中小企業があるが、学生や保護者に優れた中小企業の存在が十分に知られていない。
- ②高等学校卒業者の半数近くが県外に進学しているが、その後の就職状況は不明である。
(平成23年3月卒業生 5,612人 うち県外進学者2,722人、48.5%)
- ③県内大学に在学する県外出身学生の中で県内に就職する者は極めて少ない。
(平成23年3月卒業者のうち就職希望県外出身者538人 うち県内就職者57人、10.6%)

【現場の意見】

- ①県内には小さくても業績の良い業種や企業がある。保護者を含め鳥取県に帰って来たい者に、紹介する機会やツールを設けてほしい。
- ②学生は、自分の行きたいところが県内には見つからない。関東や関西にある、として県外へ流れていく。
- ③保護者は知らない企業への就職を反対しがち。県内企業情報を分かりやすく紹介することが必要。
- ④県外へ進学した学生が、どの程度帰って来るかという視点が大切。

【雇用創造への展開方向】

- ①学生、保護者への就職関連情報の的確な提供
- ②本県出身学生の就職状況の把握について検討
(アンケート調査による分析など)

【目標】

- ①企業就職を目的とする移住者の増加
- ②本県出身学生の県内就職率の向上
- ③県外出身学生の県内定着率の向上

【目指す姿】

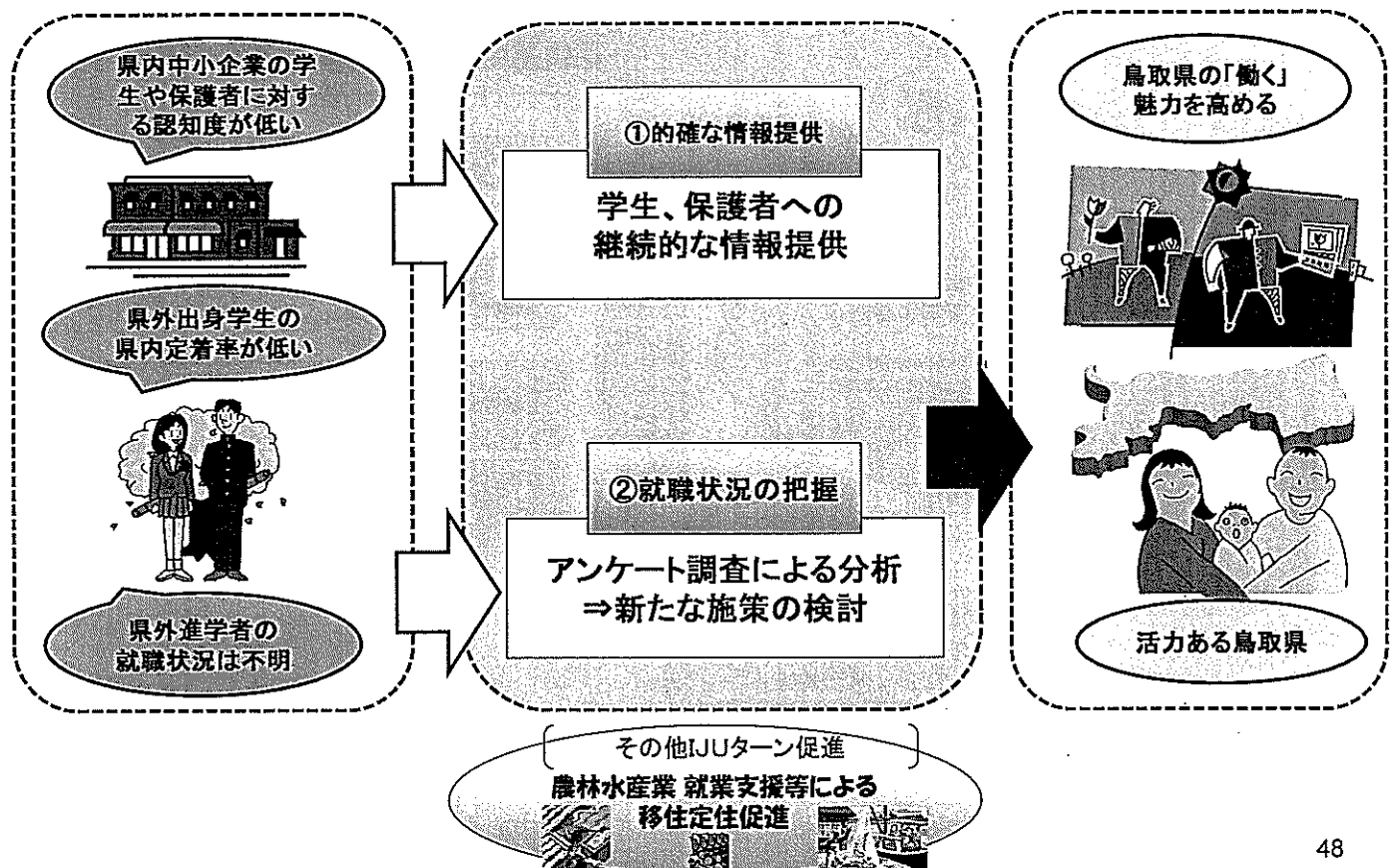
- >IJUターン受入先としての鳥取県の「働く」魅力を高める。
- >若者の県内就職率、県内定着率を高めることにより、活力ある鳥取県を目指す。

【主な事業】〔※㉔:24年度事業費、㉕:23年度事業費、単位:百万円〕

- ①ふるさと就職促進事業【拡充】〔㉔11 ㉕8〕
・保護者宛てに大学・短大の就職活動年度に就職関連情報を送付
(23年度高校卒業生から実施)
・東京・大阪に配置のコーディネーターによる就職相談、県外大学との連携
(大阪に大学訪問担当1名増員)
- ②IJUターン状況実態調査【新規】〔㉔1 ㉕-〕
・アンケート調査による実態把握

47

IJUプロジェクトのスキーム



48

⑤ 県産品利用促進

【現状・課題】

- ①本県の産業振興と雇用確保のため、県産品利用の促進が必要。
※「鳥取県産業振興条例」(H23.12.27公布・施行)・・・県内の優れた人材、資源、高い技術力等地域特性を生かし、「県産品利用促進」など産業振興を推進
- ②県は、県産品の購入・普及事業を積極実施
※トライアル発注制度(認定 86件、購入 66件、H24.2現在)
※新事業開拓者認定制度(認定 12件、購入 3件、H24.2現在)
※鳥取県ふるさと認証食品認証数(540商品、113事業者、H23.12現在) ※過去3年で約3割増(H20末 426商品、82事業者)
※公共建築物や住宅建築等における県産材等利用の推進
※公立学校や県立福祉施設等での食事提供(給食等)における地産地消を含む県産品利用促進

【現場の意見】

- ①県の発注も、地産地消など県産品利用の観点が大切。
- ②農林水産業は、地産地消など県産品利用の観点で推進すべき。
- ③県による購入実績をPRして販路開拓につなげたい。
- ④鳥取県らしい商品として認証を受け、首都圏や関西圏へ販路を拡大したい。
- ⑤農林水産業は、地産地消(県産品利用)の観点で推進

【雇用創造への展開方向】

- ①県産品(工業製品、食品、農林水産物等)の公共施設等での利用促進
- ②県が県産品を積極的に購入・PRし、県内企業の販路開拓・売上拡大を支援。
- ③県認証により商品力をアップすることで販路拡大支援。

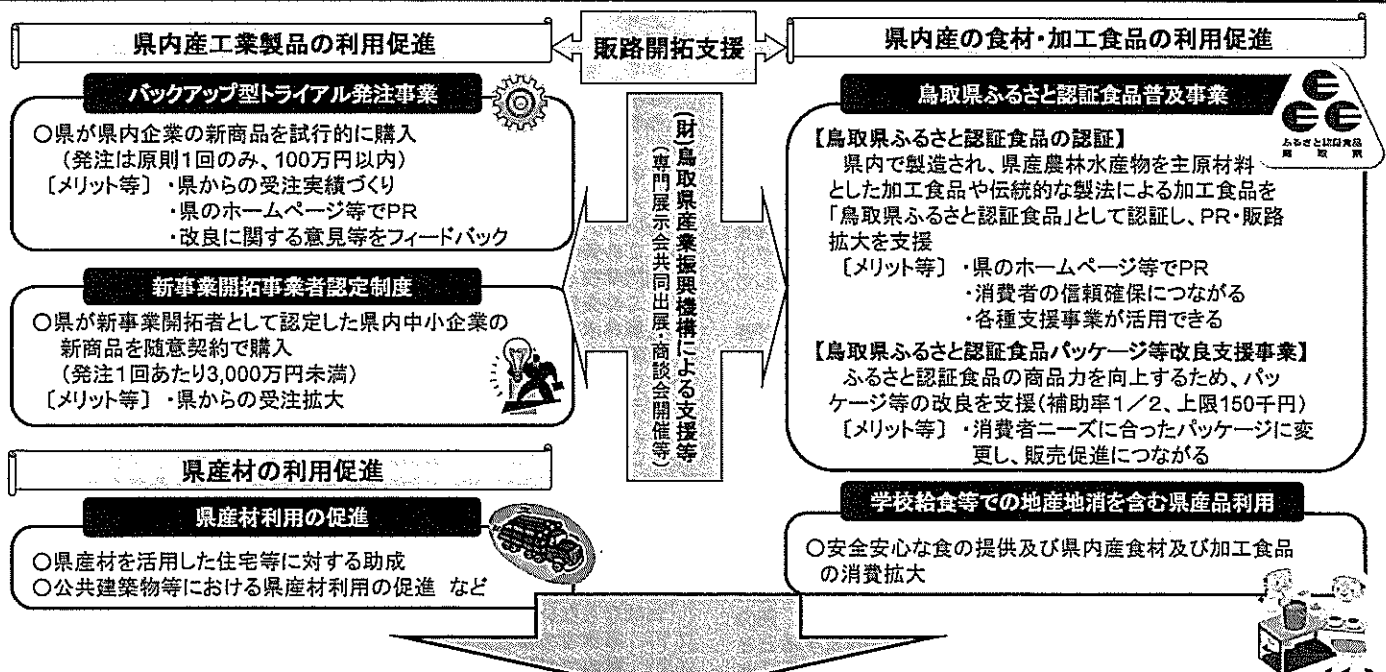
【目指す姿】

- > 県産品の県内外での消費拡大
- > 地場産品の消費者の信頼等を高めることにより、商工業、食品及び農林水産業等の振興、販路拡大につなげる。

【主な事業】(※④:24年度事業費、⑤:23年度事業費、単位:百万円)

- ①バックアップ型トライアル発注事業【継続】[④3 ⑤3]
⇒県が、県内企業の新製品を試行的に購入し、販路開拓を支援
- ②新事業開拓事業者認定制度 (県認定した県内企業新製品を随意契約で購入)
- ③鳥取県ふるさと認証食品普及事業[④0.4 ⑤1]
⇒基準に合う加工品を認証し、PRや販路拡大、パッケージ等改良支援
- ④住宅建築や公共建築等における県産材等利用の推進
・環境にやさしい木の住まい助成事業(④290 ⑤281)
・県産材活用木造仮設住宅開発整備事業【新規】(④2.6)
・米子児童相談所改築(H24新)や学校図書館書架整備(H24新)県産材利用
- ⑤公立学校・福祉施設等での食事提供(給食等)における地産地消・県産品利用促進

県産品の利用促進 ⇒ 県内外への販路拡大



鳥取県産業振興条例

平成23年12月27日公布施行

条例の概要

条例の目的	足腰の強い産業を育成することにより、県内経済の発展と県民の雇用確保・生活向上に資することが、この条例の目的である旨を規定。
産業振興の基本理念	産業の振興は、事業者の自主的な活動が助長されることや県民の雇用確保・生活の向上に資することなどを基本とする旨を規定。
各主体の責務・役割・協力	県の責務、事業者等や大学等の役割や県民のみなさんに協力していただきたいことを規定。
産業振興施策の基本方針	県が産業を振興するための施策を行う上での基本方針(県産品利用の促進を図ることなど)が規定。また、それらの施策を行う際には、県内事業所であることなどについて考慮することを規定。
県の予算執行上の配慮	知事等が工事発注や物品購入を行う際には、県内事業者が入札に参加しやすい環境を整えたり、県内物品等を活用するなどの配慮を求めるなどを規定。
財政上の措置等	県が産業を振興するための施策を行うため、必要な予算措置を行うことなどを規定。

鳥取県産業振興条例(本文1/3) 平成23年12月27日公布 鳥取県条例第68号

本県の産業は、近年の社会経済活動における国際化の進展や国内外における競争の激化と流通構造の変化の中で、事業者の経営環境が圧迫され産業の空洞化が危惧されるなど、大変厳しい環境にさらされている。

このような中、本県の経済の発展及び雇用の確保を期するためには、関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、本県の伝統と文化の中で育った優れた地域の人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等を生かしながら、事業者がその能力を最大限に発揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。

そのためには、県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民は、地域経済の持続的発展においてますます増大する事業者の役割を認識し、事業者が事業活動を円滑に行えるよう緊密に連携協力しながら、これを支援することが重要である。

ここに、私達は、一丸となって、すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設(以下「県内事務所等」という。)を有して事業活動を行う者をいう。
- 2 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。
- 3 この条例において「大学等」とは、県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。
- 4 この条例において「県産品利用」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外で消費することをいう。
- 5 この条例において「ブランド」とは、他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。
- 6 この条例において「物品等」とは、動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

(基本理念)

- 第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。
- (1) 事業者の自主的な事業活動が助長されること。
- (2) 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。
- (4) 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。

鳥取県産業振興条例（本文2/3）平成23年12月27日公布 鳥取県条例第68号

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、第8条に規定する基本方針を踏まえ、産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、産業の振興に関する施策を実施する市町村に対し、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を講ずるよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。
- 2 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。
- 3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（大学等の役割）

- 第6条 大学等は、基本理念にのっとり、地域の人材の育成並びに研究の成果の普及及び活用が県内の産業の振興に資するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の協力）

- 第7条 県民は、産業の振興が自らの生活の安定及び向上に寄与するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本方針）

- 第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。
- （1）本県産業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
 - （2）従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。
 - （3）事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。
 - （4）事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。
 - （5）事業者の受注機会の増大を図ること。
 - （6）県産品利用の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。
 - （7）事業者又は大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。
 - （8）事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。
 - （9）事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。
 - （10）事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。
 - （11）産学金官（事業者、大学等、金融機関並びに国、市町村及び県をいう。）の有機的な連携を強化し、技術研究の強化、技術の移転及び研究成果の事業化の促進を図ること。
 - （12）企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。
- 2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

53

鳥取県産業振興条例（本文3/3）平成23年12月27日公布 鳥取県条例第68号

（県の予算執行上の配慮）

- 第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。
- 2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体について、前項の規定に準じた配慮をすることができるものとする。
- 3 知事等は、毎年度、工事（一請負契約につき請負金額が1,000万円以上のものに限る。）、委託業務（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）及び物品等の調達（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）における事業者の受注の状況を公表するものとする。

（財政上の措置等）

- 第10条 県は、産業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、産業の振興のために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

54